

様式第2号

令和 年 月 日

殿

山梨県知事

令和 年度 ハラール認証取得支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、ハラール認証取得支援事業費補助金については、ハラール認証取得支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することと決定したので通知します。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった、ハラール認証取得支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の経費の配分又は事業計画の内容の変更をしようとするときは、変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に定める場合を除く。

一 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更である場合

二 軽微な事業計画の変更である場合

5 補助事業を廃止しようとするときは、廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

6 補助金を他の目的に使用し又は補助金の内容、条件、その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

7 補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け

若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

8 補助事業者は、山梨県補助金等交付規則、交付要綱及び関連要領等に従わなければならない。

9 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

10 補助事業者は、交付決定を受けた年度内に国際ハラル認証団体によるハラル認証を受けなければならない。

11 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

12 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産について、取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

13 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。